

青森県報

第七十五号

令和元年
十月二十五日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 准看護師試験の施行……………(医療薬務課) ……三
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……三
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……四
- 道路の供用の開始……………(同) ……四
- 洪水浸水想定区域等の公表……………(河川砂防課) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 証紙売りさばきの廃止……………(会計管理課) ……五

出先機関

告 示

示

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(青森空港管理事務所) ……五
- 右 同……………(同) ……六
- 土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(東青地域民局) ……六

青森県告示第三百八十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	居宅介護事業者
有限会社 たかや	有限会社 かずさ	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	居宅介護 事業の種類	訪問介護
十和田市西 一丁目一〇 の七六	十和田市大 字米田字高 谷一	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	居宅介護事業所	ヘルパー ステーション かずさ
〃	〃	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	所在地	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九
元・八・二	元・七・一	令和	令和	変更 年月日	元・七・一

青森県告示第三百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
有限会社 たかや	有限会社 かずさ	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	名称	介護予防・日常生活支援事業所
十和田市西 一番町一〇 の七六	十和田市大 字米田字高 谷一一	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	主たる事務 所の所在地	介護予防・日常生活支援事業の種類
〃	〃	訪問型 サービス	訪問型 サービス	名称	介護予防・日常生活支援事業所
ホームヘルプ サービス「たか や」	ホームヘルプ サービス「たか や」	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	所在地	変更 年月日
十和田市西 一番町一〇 の七六	十和田市西 一番町一〇 の七六	令和 元・七・一	令和 元・七・一	〃	〃

青森県告示第三百八十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」によ

る生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
有限会社 たかや	有限会社 かずさ	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	名称	居宅介護事業者
十和田市西 一番町一〇 の七六	十和田市大 字米田字高 谷一一	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種類
〃	〃	訪問介護	訪問介護	名称	居宅介護事業所
ホームヘルプ サービス「たか や」	ホームヘルプ サービス「たか や」	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	所在地	変更 年月日
十和田市西 一番町一〇 の七六	十和田市西 一番町一〇 の七六	令和 元・七・一	令和 元・七・一	〃	〃

青森県告示第三百八十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防・日常生活支援事業

所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第
二号の規定により告示する。

令和元年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
有限会社 たかや	有限会社 かずさ	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	介護予防・日常生活 支援事業者	主たる事務 所の所在地
〃	〃	訪問型 サービ ス	訪問型 サービ ス	介護予防・日常生活 支援の種	類
ホームヘルパー サービス センター 「たか や」	ヘルパー ステーション かずさ	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七六サン パレスA1 111	介護予防・日常生活 支援所	名 称 所 在 地
元・八・二	令和 元・七・一			変 更 年 月 日	

青森県告示第三百八十七号

令和二年准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行規則
(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第十九条の規定により告示する。

令和元年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 令和二年二月五日(水)

2 場所 青森市大字横内字神田一二

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

令和元年十二月二日(月)から同月六日(金)まで。ただし、郵送する場合は
同月六日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課医療指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室、青森県健康福祉部
医療薬務課医療指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課医療指導グループ(電話
〇一七―七三四―九二九一)に問い合わせること。

青森県告示第三百八十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次
の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する
要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項
の規定により公示する。

令和元年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇一の 五〇 舟木 康彦	深浦区域 深浦漁業協同 組合の地区	主として底建網 漁業
西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇一の 一九七 工藤 尋喜		

青森県告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和元年十一月二十四日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
					前	後			
県 道			八戸三沢線	上北郡六戸町大字大落瀬字坪毛沢二五の八五から 上北郡六戸町大字大落瀬字坪毛沢二五の七一まで	一一・一〇メートルから 一一・四〇メートルまで	一二・〇〇メートルから 三六・九〇メートルまで	六五・〇〇メートル	六五・〇〇メートル	

青森県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和元年十一月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の 区間	供用開始 の期日

青森県告示第三百九十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四

号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和元年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 堤川水系堤川
- 二 堤川水系駒込川

青森県告示第三百九十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南部地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和元年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 岩木川水系平川
- 二 岩木川水系腰巻川
- 三 岩木川水系後長根川

青森県告示第三百九十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和元年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 岩木川水系旧十川
- 二 岩木川水系金木川
- 三 岩木川水系松野木川

青森県告示第三百九十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和元年九月十日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和元年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
八戸市南白山台二丁目一の一
ぐつど有限会社
- 二 売りさばき場所

八戸市南白山台二丁目六の一七

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年十月二十五日

青森空港管理事務所長 類 家 正 剛

- 一 物品等の名称及び数量
液状凍結防止剤供給単価契約一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森空港管理事務所
青森市大字大谷字小谷一の五
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和元年八月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所
北海道日油株式会社
北海道美唄市光珠内五四九
- 六 落札金額
一キロリットル当たり十一万九千九百円
- 七 落札者を決定した手続
購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日

令和元年七月八日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年十月二十五日

青森空港管理事務所長 類 家 正 剛

- 一 物品等の名称及び数量
粒状凍結防止剤供給単価契約一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森空港管理事務所
青森市大字大谷字小谷一の五
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和元年八月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社サンネクト
東京都港区浜松町一丁目二の一号N・R浜松町三階
- 六 落札金額
一トン当たり十七万六千円
- 七 落札者を決定した手続
購入物品に要求する品質及び規格等が満たされると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和元年七月八日

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、浪岡川土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月二十五日

東青地域県民局長 小笠原 博

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和元年十月二十八日から同年十一月二十五日まで
- 三 縦覧の場所
青森市役所
黒石市役所
五所川原市役所
藤崎町役場
板柳町役場

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭